

各病院長 様

病院事業管理者

病院事業料金の改定について（通知）

令和4年度診療報酬改定に基づき、下記のとおり料金を改定し適用するので、通知する。

記

1 改正の概要

(1)他の病院又は診療所からの文書による紹介のない場合（緊急その他やむを得ない事情がある場合を除く。）に受けた初診に係る料金の加算の額（第3条第5項関係）

対象病院	現 行	改 正 後
	金 額	金 額
兵庫県立尼崎総合医療センター、兵庫県立西宮病院、兵庫県立加古川医療センター、兵庫県立はりま姫路総合医療センター、兵庫県立丹波医療センター、兵庫県立淡路医療センター、兵庫県立こども病院	1人1回につき 医科 5,000 円 歯科 3,000 円	1人1回につき 医科 7,000 円 歯科 5,000 円
兵庫県立がんセンター、兵庫県立リハビリテーション中央病院	1人1回につき 医科 2,600 円 歯科 2,600 円	

(2)他の病院又は診療所に対して文書による紹介を行う旨の申出を行った後に受けた当該紹介の診療（緊急その他やむを得ない事情がある場合に受けたものを除く。）に係る料金の加算の額（第3条第6項関係）

対象病院	現 行	改 正 後
	金 額	金 額
兵庫県立尼崎総合医療センター、兵庫県立西宮病院、兵庫県立加古川医療センター、兵庫県立はりま姫路総合医療センター、兵庫県立丹波医療センター、兵庫県立淡路医療センター、兵庫県立こども病院	1人1回につき 医科 2,500 円 歯科 1,500 円	1人1回につき 医科 3,000 円 歯科 1,900 円

2 施行期日

令和4年10月1日